

第百八十九回国会 参议院 农林水産委员会 会议録第三号

平成二十七年三月三十一日(火曜日) 午前十時三分開会

出席者は左のとおり。

委員長 山田 俊男君  
理事 野村 哲郎君  
山田 修路君  
徳永 エリ君  
紙 智子君

委員 金子原二郎君  
小泉 昭男君  
古賀友一郎君  
中泉 松司君  
馬場 成志君  
堀井 巖君  
舞立 昇治君  
小川 勝也君  
郡司 彰君  
柳澤 光美君  
柳田 稔君  
平木 大作君  
山口那津男君  
儀間 光男君  
山田 太郎君  
江藤 拓君  
林 芳正君  
稲熊 利和君

衆議院議員 農林水産委員長 江藤 拓君  
農林水産大臣 林 芳正君  
事務局側 常任委員会専門員 稲熊 利和君

本日の会議に付した案件

○山村振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(山田俊男君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

山村振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。

提出者衆議院農林水産委員長江藤拓君から趣旨説明を聴取いたします。江藤拓君。

○衆議院議員(江藤拓君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

山村振興法は、山村地域における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、あわせて他地域との格差の是正及び国民経済の発展を図ることを目的として、昭和四十年に衆議院農林水産委員長の提出によって制定されました。

その後、数次にわたる改正を経て今日に至っておりますが、その間、本法による山村振興計画に基づき、産業基盤や生活環境の整備が推進され、山村地域の経済力の培養と住民福祉の向上が図られてきたところであります。

しかしながら、昨今の山村をめぐる状況は、人口の減少と高齢化の一層の進行、耕作放棄地の拡大、林業生産活動の停滞等、依然として厳しいものがあります。一方、山村地域は、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面にわたる機能の發揮に重要な役割を担っており、このような役割に対し、国民の寄せる期待はますます大きくなってきております。

このような状況に鑑み、本案は、本年三月三十一日をもって期限切れとなる本法の有効期限を延長するとともに、本法に基本理念に関する規定を設けること等により山村振興の方向性をより明確

化し、山村振興対策の充実を図ることとしております。その主な内容は次のとおりであります。

第一に、本法の有効期限を十年間延長して、平成三十七年三月三十一日までとすることとしております。

第二に、本法の目的として、山村の自立的発展を促進すること並びに地域間の交流の促進等による山村への移住の推進を含めた山村における定住の促進及び山村地域における人口の著しい減少の防止を図ることを追加することとしております。

第三に、山村の定義について、「産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣つてい」との文言を「産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない」との文言に改めることとしております。

第四に、基本理念に関する規定を新設し、山村の振興は、山村の有する多面にわたる機能が十分に發揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならないこと、また、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成及び地域間交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村地域における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならないこととしております。

第五に、都道府県が定める山村振興基本方針、市町村が定める山村振興計画等の規定事項に、地域内発型の産業振興の推進に係る規定及び住民の福祉の向上に係る規定を追加するとともに、山村振興計画に、税制特例措置を伴う産業の振興のための施策の推進に関する事項を記載することができることとしております。

第六に、国は、山村振興計画に基づく事業のうち、地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取組を推進する事業に対する助成等の措置を講ずることとしております。

第七に、再生可能エネルギーの利用の推進、介護給付等対象サービス等の確保等及び教育環境の整備について、配慮規定を追加することとしております。

なお、この法律は、平成二十七年四月一日から施行することとしております。ただし、法の有効期限の延長に関する規定は、公布の日から施行することとしております。

以上が本案の趣旨及び主な内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(山田俊男君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。これより質疑に入ります。別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

山村振興法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。(賛成者挙手)

○委員長(山田俊男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、徳永君から発言を求められておりますので、これを許します。徳永エリ君。○徳永エリ君 私は、ただいま可決されました山村振興法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、維新の党及び日本共産党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

山村振興法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

山村は、国土・自然環境の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等、多面的・公益的な役割を果たしている。しかし、主要産業である農林業の低迷、就業機会の減少、生活環境整備の遅れ、過疎化・高齢化に伴う集落機能の低下など、依然として厳しい状況にあることから、地域振興、山村振興に向けて、地域の資源を活用した産業の振興による事業と雇用の創出、定住の促進が必要となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 山村の発展を促進するため、地域の特性を生かした地域内発型の産業振興が図られるよう新たに設けられる基本理念に基づき、森林等の保全の推進並びに山村における産業基盤及び生活環境の整備等の促進について、取組の充実・強化を図ること。

二 山村における定住を促進するため、地域の中小企業者における受注機会の増大、所得の向上に向けた支援、雇用の拡大・改善を行う企業に対する支援等必要な方策を検討すること。

三 山村地域の維持・振興が着実に図られるよう、関係府省間の有機的連携により、産業の振興、生活環境の保全・整備、農業・林業分野における人材の確保・育成、交通・通信体系の整備、医療・介護サービスの確保、都市と山村の交流、教育環境の整備等、山村振興施策を一体的かつ総合的に推進すること。

四 山村における再生可能エネルギーの利用の推進と林業をはじめとする産業の振興のため、木質バイオマス等のエネルギー利用の拡大を図ること。

右決議する。  
以上でございます。  
何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(山田俊男君) たいだいま徳永君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。  
本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山田俊男君) 全会一致と認めます。よって、徳永君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、林農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。林農林水産大臣。

○国務大臣(林芳正君) たいだいまの御決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重させていただきます。関係省庁との連携を図りつつ、今後、最善の努力をしてまいります。

○委員長(山田俊男君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山田俊男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午前十時十二分散会

三月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、農業改革の名による農業・農協つづしをやめ、地域を守ることに関する請願(第四七八号)(第四七九号)(第四八〇号)(第四八一号)(第四八二号)(第四八三号)(第四八四号)(第四八五号)(第四八六号)(第四八七号)(第四八八号)

第四七八号 平成二十七年三月十三日受理

農業改革の名による農業・農協つづしをやめ、地域を守ることに関する請願

請願者 新潟県柏崎市 内山里美 外千九百九十八名

紹介議員 井上 哲士君

これまで市場原理に任せるのはふさわしくないと自由競争に一定の歯止めがかけられてきた医療・福祉、雇用、農業分野の規制を安倍首相は岩盤規制と呼び、ここにドリルで穴を開けると規制改革を進めている。今提起されている農業改革は、その一環であり、農業を企業のもうけの場に開放するために邪魔になる農協や農業委員会を解体しようというものである。命の源・食料生産を担う農業を企業のもうけのために開放することは、家族農業や関連産業を破壊し、食の安全・安定供給や農業の持つ多面的機能を失い、地域を支える生業や雇用を奪うことになる。また、農協の在り方に政治が介入することは、ICA(国際協同組合同盟)も批判しているように協同組合原則を否定するものであり、農協にとどまらない消費生活協同組合や共済協同組合にも波及する大きな問題である。政府が進めようとしている農協中央会の新たな組織への改編、連合会の株式会社化、単協から信用事業を奪うことは、総合事業を通して地域のインフラを提供し地域経済を支えている農協事業の役割を否定するもので、地域と雇用の崩壊をもたらす。国連は、二〇一四年を国際家族農業年とし、食料危機の解決と食料主権確立のための持続可能な農業の在り方として家族農業経営の普及を呼びかけている。しかし、現在政府が進めている農業改革は、この国連の提起にも反する。政府が進める農業改革には反対である。安全な食料の安定供給や環境保全、人の住める地域を守るためにも、家族農業経営を育て、それを支える農協や農業委員会の機能を強化することこそ必要である。

四、企業との農地取得に道を開く農地法などの改定はしないこと。  
五、農業委員の公選制を維持し、農業委員会の機能を充実すること。

第四七九号 平成二十七年三月十三日受理  
農業改革の名による農業・農協つづしをやめ、地域を守ることに関する請願

請願者 滋賀県愛知郡愛荘町 福井文子 外千九百九十八名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第四七八号と同じである。

第四八〇号 平成二十七年三月十三日受理

農業改革の名による農業・農協つづしをやめ、地域を守ることに関する請願

請願者 北海道網走郡美幌町 松田えりか 外千九百九十九名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第四七八号と同じである。

第四八一号 平成二十七年三月十三日受理

農業改革の名による農業・農協つづしをやめ、地域を守ることに関する請願

請願者 東京都八王子市 桂田ひとし 外千九百九十八名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第四七八号と同じである。

第四八二号 平成二十七年三月十三日受理

農業改革の名による農業・農協つづしをやめ、地域を守ることに関する請願

請願者 京都市 栗田育治 外千九百九十八名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第四七八号と同じである。

第四八三号 平成二十七年三月十三日受理

農業改革の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守ることに關する請願

請願者 東京都府中市 高林敏之 外千九百九十八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四七八号と同じである。

第四八四号 平成二十七年三月十三日受理

農業改革の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守ることに關する請願

請願者 千葉県柏市 中村恭子 外千九百九十八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第四七八号と同じである。

第四八五号 平成二十七年三月十三日受理

農業改革の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守ることに關する請願

請願者 仙台市 蘇武菜穂子 外千九百九十八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四七八号と同じである。

第四八六号 平成二十七年三月十三日受理

農業改革の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守ることに關する請願

請願者 堺市 竹林美恵 外千九百九十八名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第四七八号と同じである。

第四八七号 平成二十七年三月十三日受理

農業改革の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守ることに關する請願

請願者 長崎県西彼杵郡時津町 田吉敦子 外千九百九十八名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第四七八号と同じである。

第四八八号 平成二十七年三月十三日受理  
農業改革の名による農業・農協つぶしをやめ、地域を守ることに關する請願

請願者 滋賀県彦根市 川崎文博 外千九百九十八名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第四七八号と同じである。

三月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、山村振興法の一部を改正する法律案(衆)

山村振興法の一部を改正する法律案

山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かん養」を「涵養」に改め、「保全」の下に、「良好な景観の形成、文化の伝承」を加え、「山村が」を「山村の」に、「について他の地域に比較して低位にある実情にかんがみ、山村振興の」を「の状況に鑑み、山村の振興に關し、基本理念を定め、その下に改め、「より」の下に、「山村の自立的発展を促進し」を、「向上」の下に「並びに地域間の交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止」を加える。

第二条中「産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣つてゐる」を「産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(基本理念)

第二条の二 山村の振興は、山村の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面にわたる機能が十分に發揮され、国民が将来にわたつてそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならない。

2 山村の振興は、山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成及び地域間交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならない。

第三条中「山村の担つてゐる国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の重要な役割を發揮させるため森林等の保全を図るとともに、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)の規定による国土形成計画その他法令の規定による地域振興に關する計画との調和が保たれるように考慮しつつ、山村における産業基盤及び生活環境の整備等」を「を旨とし」を「前条の基本理念(次条及び第五条において「基本理念」という)のつとりに改め、同条第一号中「發達させる」を「確保するとともに、山村地域における情報化を図り、及び地域間交流を促進する」に改め、同条第三号中「農林産物の加工工業を」を「地域の特性を生かした農林水産物の加工工業及び販売業」に改め、「導入」の下に「地域資源の活用による」を、「育成」の下に「再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及びサービスの確保、高齢者の福祉その他の福祉の増進、教育環境の整備」を加える。

第四条中「国は」の下に、「基本理念のつとりに加える。

第五条中「地方公共団体は」の下に、「基本理念のつとりに加える。

第七条の二第二項第四号を同項第五号とし、同項第三号中「確保」の下に、「介護サービスの確保、高齢者の福祉その他の福祉の増進、教育環境の整備」を加え、「及び労働条件の改善」を、「労働条件の改善等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「開発」の下に、「地域の特性を生かした農林水産物の加工工業及び販売業等の導入、地

域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 交通通信体系の整備、山村における情報化及び地域間交流の促進のための施策に關する基本的な事項

第七条の二第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

3 山村振興基本方針は、国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号)の規定による国土形成計画その他法令の規定による地域振興に關する計画との調和について適切な考慮が払われたものでなければならない。

第八条第一項中、「政令で定めるところにより」を削り、同条第四項を削り、同条第三項中「当該山村振興計画」の下に、「産業振興施策促進事項に係る部分を除く」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第二項を同条第十四項とし、同条第一項の次に次の十二項を加える。

2 山村振興計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 振興の基本方針

二 交通通信体系の整備、地域における情報化及び地域間交流の促進のための施策に關する事項

三 農業経営及び林業経営の近代化、観光の開発、地域の特性を生かした農林水産物の加工業及び農林水産物等販売業(振興山村において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。以下同じ)等の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、再生可能エネルギーの利用の推進、木材の利用の促進、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等産業

の振興のための施策に関する事項

四 医療の確保、介護サービスの確保、高齢者の福祉その他の福祉の増進、教育環境の整備、生活改善、労働条件の改善等のための施策に関する事項

五 施設の整備、農用地の造成及び集落の整備に関する事項

3 山村振興計画には、前項第三号に掲げる事項に關し、当該振興山村の区域の特性に應じた農林水産業の振興、商工業の振興、観光の振興その他の産業の振興のための施策の促進に関する事項(以下「産業振興施策促進事項」という。)を記載することができる。

4 産業振興施策促進事項は、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 産業の振興のための施策を促進する区域(以下「産業振興施策促進区域」という。)

二 地域資源を活用する製造業(振興山村において生産されたものを原料又は材料とする製造又は加工の事業をいう。第十四条において同じ。)、農林水産物等販売業その他の当該産業振興施策促進区域において振興すべき業種の業の振興を促進するために行う事業の内容及び実施主体に関する事項

四 産業の振興のための施策の促進に係る期間  
5 前項各号に掲げるもののほか、山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一 産業振興施策促進事項の目標  
二 その他主務省令で定める事項  
6 第四項第三号に掲げる事項には、次に掲げる事項を記載することができる。

一 森林資源活用型地域活性化事業(産業振興施策促進区域において、林業者若しくは木材製造業を営む者(林業若しくは木材製造業を営む者又は林業若しくは木材製造業を営む法人を設立しようとする者を含む。))又はこれらの者の組織する団体が、未利用又は

利用の程度の低い森林資源を活用することにより、産業振興施策促進区域における産業の振興を図る事業をいう。以下この条及び第八條の六において同じ。)

二 補助金等交付財産活用事業(補助金等交付財産(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第二十二條に規定する財産をいう。))を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等(同法第二條第一項に規定する補助金をいう。))の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業をいう。第八條の七において同じ。)

7 振興山村市町村は、山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載しようとするときは、当該産業振興施策促進事項について、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

8 振興山村市町村は、山村振興計画に産業振興施策促進事項として第四項第三号に掲げる事項を記載しようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

9 次に掲げる者は、振興山村市町村に対して、第一項の同意を得た当該振興山村市町村の山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載することを提案することができる。この場合においては、当該山村振興計画に即して、当該提案に係る産業振興施策促進事項の素案を作成して、これを提示しなければならない。

一 当該提案に係る産業振興施策促進事項として記載しようとする第四項第三号に規定する事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、同号の産業振興施策促進事項に關し密接な關係を有する者

10 前項の規定による提案を受けた振興山村市町村は、当該提案に基づき山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載するか否かについて、遅

滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、産業振興施策促進事項を記載しないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

11 主務大臣は、第七項の規定による協議があつた場合において、産業振興施策促進事項が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、同項の同意をするものとする。

一 山村振興基本方針に適合するものであること。

二 産業振興施策促進事項の実施が産業振興施策促進区域における産業の振興及び雇用機会の拡充に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

四 森林資源活用型地域活性化事業に関する事項を記載した産業振興施策促進事項については、当該森林資源活用型地域活性化事業を実施しようとする者の当該森林資源活用型地域活性化事業に係る次に掲げる事項が記載されており、かつ、その事項が当該森林資源活用型地域活性化事業を確実に遂行するため適切なものであると認められること。

イ 森林資源活用型地域活性化事業の目標

ロ 森林資源活用型地域活性化事業の内容及び実施期間

ハ 森林資源活用型地域活性化事業の用に供する施設を整備しようとする場合にあつては、当該施設の種類及び規模

ニ 森林資源活用型地域活性化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

12 主務大臣は、山村振興計画に産業振興施策促進事項として第六項各号に掲げる事項が記載されている場合において、第七項の同意をしようとするときは、当該事項に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

13 主務大臣は、産業振興施策促進事項について第七項の同意をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第八條の次に次の八條を加える。  
(国等の援助)  
第八條の二 国及び都道府県は、振興山村市町村に対し、山村振興計画の作成に關し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

(山村振興計画の変更)  
第八條の三 振興山村市町村は、第八條第一項の同意を得た山村振興計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

2 第八條第十四項及び第十五項の規定は、前項の山村振興計画の変更について準用する。

3 第一項の場合において、当該変更が第八條第七項の同意を得た産業振興施策促進事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)を含むものであるときは、振興山村市町村は、当該産業振興施策促進事項の変更について、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 第八條第八項から第十三項までの規定は、前項の産業振興施策促進事項の変更について準用する。

(報告の徴収)  
第八條の四 主務大臣は、第八條第七項の同意を得た産業振興施策促進事項が記載され、かつ、同条第一項の同意を得た山村振興計画に係る振興山村市町村(以下「特定振興山村市町村」という。))に対し、産業振興施策促進事項(産業振興施策促進事項の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。))の実施の状況について報告を求めることができる。

2 第八條第十二項に規定する関係行政機関の長は、特定振興山村市町村の山村振興計画に同条第六項各号に掲げる事項が記載されている場合には、当該特定振興山村市町村に対し、同項各号に規定する事業の実施の状況について報告を

を公示しなければならない。

第八條の次に次の八條を加える。  
(国等の援助)

第八條の二 国及び都道府県は、振興山村市町村に対し、山村振興計画の作成に關し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

(山村振興計画の変更)

第八條の三 振興山村市町村は、第八條第一項の同意を得た山村振興計画の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、都道府県に協議し、その同意を得なければならない。

2 第八條第十四項及び第十五項の規定は、前項の山村振興計画の変更について準用する。

3 第一項の場合において、当該変更が第八條第七項の同意を得た産業振興施策促進事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)を含むものであるときは、振興山村市町村は、当該産業振興施策促進事項の変更について、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

4 第八條第八項から第十三項までの規定は、前項の産業振興施策促進事項の変更について準用する。

(報告の徴収)

第八條の四 主務大臣は、第八條第七項の同意を得た産業振興施策促進事項が記載され、かつ、同条第一項の同意を得た山村振興計画に係る振興山村市町村(以下「特定振興山村市町村」という。))に対し、産業振興施策促進事項(産業振興施策促進事項の変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。))の実施の状況について報告を求めることができる。

2 第八條第十二項に規定する関係行政機関の長は、特定振興山村市町村の山村振興計画に同条第六項各号に掲げる事項が記載されている場合には、当該特定振興山村市町村に対し、同項各号に規定する事業の実施の状況について報告を

を公示しなければならない。

第八條の次に次の八條を加える。  
(国等の援助)

第八條の二 国及び都道府県は、振興山村市町村に対し、山村振興計画の作成に關し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

求めることができる。  
(措置の要求)

第八條の五 主務大臣又は第八條第十二項に規定する関係行政機関の長は、特定振興山村市町村の山村振興計画に同条第六項各号に掲げる事項が記載されている場合において、同項各号に規定する事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該特定振興山村市町村に対し、当該事業の実施に必要措置を講ずることを求めることができる。

2 主務大臣は、特定振興山村市町村の山村振興計画に記載された産業振興施策促進事項が第八條第十一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該特定振興山村市町村に対し、当該産業振興施策促進事項の変更その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)  
第八條の六 振興山村市町村が、第八條第四項第三号に掲げる事項に森林資源活用型地域活性化事業に関する事項を記載した山村振興計画について、同条第一項及び第七項の同意(第八條の三第一項及び第三項の変更の同意を含む。次条において同じ)を得たときは、林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第二条第一項の林業・木材産業改善資金であつて、当該森林資源活用型地域活性化事業を実施しようとする者が当該森林資源活用型地域活性化事業を実施するのに必要なものの償還期間(据置期間を含む)については、同法第五條第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 前項に規定する資金の据置期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五條第二項の規定にかかわらず、五年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。  
(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の特例)

第八條の七 振興山村市町村が、第八條第四項第一号に掲げる事項に補助金等交付財産活用事業に関する事項を記載した山村振興計画について、同条第一項及び第七項の同意を得たときは、同条第一項の同意の日(補助金等交付財産活用事業に関する事項の変更を含む山村振興計画の変更の場合にあつては、第八條の三第一項の変更の同意の日)において、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二條に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

(農地法等による処分についての配慮)  
第八條の八 国の行政機関の長又は地方公共団体の長は、特定振興山村市町村の山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域内の土地を当該山村振興計画の産業振興施策促進事項に記載された事業の用に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該産業振興施策促進区域における産業の振興に資するため、当該処分が迅速に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(中小企業者に対する配慮)  
第八條の九 国及び地方公共団体は、特定振興山村市町村の山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域において、中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第二条第一項に規定する中小企業者をいう)が当該山村振興計画の産業振興施策促進事項に基づいて事業活動を行う場合には、当該中小企業者に対して必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう適切な配慮をするものとする。

第十條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 国は、山村振興計画に基づく事業のうち、農林水産物等販売業の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成、山村の振興に寄与する人材の育成及び確保等による産業の振興に係る取組を推進する事業が効果的かつ安定的に実施されるよう、当該事業に主体的かつ積極的に取

り組む振興山村市町村その他の者に対し、その実施に要する費用に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする。  
第十二條を次のように改める。  
第十二條 削除  
第十三條中「認定法人が保全事業等の用に供するために認定計画に従つて新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに建物及びその附属設備については」を「国は」に、「特別償却を行うことができる」を「山村の振興に必要な措置を講ずるものとする」に改める。

第十四條中「振興山村の区域内において保全事業等のうち総務省令で定める事業」を「特定振興山村市町村の山村振興計画に記載された産業振興施策促進区域内において当該山村振興計画に定められた地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業」に改め、「供する」の下に「施設又は」を加え、「認定法人」を「者」に改める。  
第十五條及び第十六條を次のように改める。  
第十五條及び第十六條 削除  
第十八條の次に次の一条を加える。  
(再生可能エネルギーの利用の推進)  
第十八條の二 国及び地方公共団体は、振興山村において、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することが、その経済的社会的環境に応じたエネルギーの安定的かつ適切な供給の確保及びエネルギーの供給に係る環境への負荷の低減を図る上で重要であることに鑑み、再生可能エネルギーの利用の推進について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の再生可能エネルギーの利用の推進に当たつては、その利用が地域経済の発展に寄与することとなるよう適切な配慮をするものとする。  
第十九條の次に次の一条を加える。  
第十九條の二 (介護給付等対象サービス等の確保等)  
第十九條の二 国及び地方公共団体は、振興山村における介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第二十四條第二項に規定する介護給付等対

象サービス及び老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)に基づく福祉サービス(以下この条において「介護給付等対象サービス等」という。)の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。  
第二十條の見出し中「福祉の増進」を「居住用施設の整備等」に改め、同条中「老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第五條の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて」を削る。  
第二十一條の三の次に次の一条を加える。  
(教育環境の整備)  
第二十一條の四 国及び地方公共団体は、振興山村に居住する子どもの就学に係る負担の軽減に資するよう、通学に対する支援を行う等山村における教育環境の整備について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、子ども心身の健全な成長に資するため、振興山村の区域外に居住する子どもが、豊かな自然環境や伝統文化等を有する山村の特性を生かした教育を受けられるよう、適切な配慮をするものとする。  
附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに附則第三條及び第四條の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
第二条 地方公共団体が、この法律による改正前の山村振興法以下この条において「旧法」という。)第七條第一項に規定する振興山村の区域内において旧法第十四條に規定する事業の用に供する設備を平成二十七年三月三十一日以前に新設し、又は増設した旧法第十二條第五項に規定

するものとする。  
象サービス及び老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)に基づく福祉サービス(以下この条において「介護給付等対象サービス等」という。)の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。  
第二十條の見出し中「福祉の増進」を「居住用施設の整備等」に改め、同条中「老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第五條の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて」を削る。  
第二十一條の三の次に次の一条を加える。  
(教育環境の整備)  
第二十一條の四 国及び地方公共団体は、振興山村に居住する子どもの就学に係る負担の軽減に資するよう、通学に対する支援を行う等山村における教育環境の整備について適切な配慮をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、子ども心身の健全な成長に資するため、振興山村の区域外に居住する子どもが、豊かな自然環境や伝統文化等を有する山村の特性を生かした教育を受けられるよう、適切な配慮をするものとする。  
附則第二項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則  
(施行期日)  
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定並びに附則第三條及び第四條の規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)  
第二条 地方公共団体が、この法律による改正前の山村振興法以下この条において「旧法」という。)第七條第一項に規定する振興山村の区域内において旧法第十四條に規定する事業の用に供する設備を平成二十七年三月三十一日以前に新設し、又は増設した旧法第十二條第五項に規定

するものとする。  
象サービス及び老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)に基づく福祉サービス(以下この条において「介護給付等対象サービス等」という。)の確保及び充実を図るため、介護給付等対象サービス等に従事する者の確保、介護施設の整備及び提供される介護給付等対象サービス等の内容の充実について適切な配慮をするものとする。  
第二十條の見出し中「福祉の増進」を「居住用施設の整備等」に改め、同条中「老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第五條の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて」を削る。  
第二十一條の三の次に次の一条を加える。  
(教育環境の整備)  
第二十一條の四 国及び地方公共団体は、振興山村に居住する子どもの就学に係る負担の軽減に資するよう、通学に対する支援を行う等山村における教育環境の整備について適切な配慮をするものとする。

する認定法人に係る不動産取得税又は固定資産税について不均一課税をした場合における地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧法第十四条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(総務省設置法の一部改正)

第三条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。  
附則第二条第二項の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表平成三十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成三十七年三月三十一日	振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
	半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

(国土交通省設置法の一部改正)

第四条 国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表平成三十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成三十七年三月三十一日	振興山村(山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項に規定する振興山村をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。
	半島振興対策実施地域(半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項に規定する半島振興対策実施地域をいう。以下同じ。)の振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。

附則第五条の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表平成三十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成三十七年三月三十一日	山村振興法
	半島振興法

附則第十条第一項の表平成二十七年三月三十一日の項を削り、同表平成三十七年三月三十一日の項を次のように改める。

平成三十七年三月三十一日	振興山村の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整 その他当該計画の推進に關する事務	半島振興対策実施地域の振興に関する総合的な政策に係る計画に関する調査及び調整 その他当該計画の推進に關する事務
--------------	--	--

-----  
 本案施行に要する経費  
 本案施行に要する経費としては、平年度約三十五億円の見込みである。



平成二十七年四月十日印刷

平成二十七年四月十三日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

U